【1994 年 2 月 22 日】国民年金制度及び厚生年金制度改正案要綱に対する意見（土田良雄、野澤雄三、山根昭昶）
年金審議会

国民年金制度及び厚生年金制度改正案要綱に対する意見

1994 年 2 月 22 日
年金審議会委員
土田良雄、野澤雄三、山根昭昶

今次改正にあたって、われわれは勤労者を代表する立場から「ゆとり・豊かさが実感できるシステムの確立」「給付と負担の両面における公平・公正の確保」「将来にわたる制度安定の確立」を基本的課題と認識し、将来にわたって信頼できる制度とするために、可処分所得を勘案した年金水準の設定、年間総報酬をベースにした保険料徴収等、踏み込んだ意見反映を行ってきたところである。

2 月 17 日に諮問された改正案要綱は、89 年政府案に比べ評価すべき内容が多々盛り込まれているものの、基本課題である定年・引退と年金の結合や、在職老齢年金の抜本改善等、勤労者の要求に十分応えてない点がある。

また、最終保険料率を視野に入れつつも、年金受給者と保険料負担者の双方のみに負担を求める制度を提案するにとどまり、政府が決断すべき国庫負担率の引き上げについて明らかにされておらず、勤労者として納得できるものではない。

こうした立場から、本審議会が政府に対して 21 世紀高齢社会への福祉・雇用ビジョンを速やかに明示するよう求めるとともに、本審議会に諮問された「国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱」に対し、次の意見を明らかにしておきたい。

1、60 歳台前半の厚生年金について

「別個の給付」が提案されたことは、定年・雇用と年金の連結がそれなりに考慮されたという意味で評価できるが、高齢者が安心して生きがいを持って暮らすために、高年齢者雇用の厳しい現実や高年齢者の身体状況などが十分反映されたといい難い。

（1） 60～64 歳の「別個の給付」については、定年後に働くことを希望しても働く場がないなど、働くことが困難な場合は、満額年金を支給する措置を講じること。

（2） 60 歳台前半層の雇用機会の確保について、その具体的構想と展望を明らかにするとともに、雇用と年金の結合を確保するため、新制度の導入は「希望すれば少なくとも 65 歳まで働き得るような社会の仕組み」が整うことを条件とすべきであり、次期財政再計算期において、高年齢者雇用の状況を踏まえ見直すことを明

記することが不可欠である。

2、在職老齢年金の改善について

賃金の増加に応じて、賃金と年金の合計額が増加するよう改善されることは評価できるものの、就労時所得保障のあり方や就労促進へのインセンティブなどを踏まえ十分検討を加えること。

（1） 在職者に 2 割の年金を停止することは、短時間・少日数労働への誘導効果が働き、フルタイム労働など多様な選択を阻害することにつながり、現行制度の持つ問題点を引き継ぐ恐れがあることなどから問題があり撤回すること。

（2） 20 万円、34 万円の上限規定についてはさらに引き上げること。その場合、高年齢雇用延長給付金との整合も踏まえ検討すること。

3、雇用保険との調整について

（1） 失業給付受給者に対する年金の支給停止は、今日、雇用環境が特に厳しい高年齢労働者の生活に重大な影響を与える問題であり、先の年金審意見書でも、高年齢者の就業を支援する視点から調整を行うべきとした経過もふまえ､少なくとも、雇用環境の改善が見極められるまで、また公的年金一元化の展望が明らかになるまでは実施しないこと。

（2） 雇用保険制度に新設される「高年齢雇用継続給付」と改正厚生年金の調整については、これまで本審議会も議論されたことはなく唐突に提起されている。

この調整に関しては、あくまでも技術的なとどめるべきであり支給停止 1 割の調整は実施しないこと。

4、国庫負担について

本審議会において基礎年金拠出金の国庫負担率引き上げの時期、負担率について明らかにすること。

5、費用負担について

（1） ボーナス保険料は、応能的負担、同一世代間の公平・公正、月例保険料の漸増抑制効果等から理解できる。しかし、60 歳以降の就労所得がボーナスに過大配分されることへの抑制効果が乏しく、また負担の公平化が十分とはいえないため、今後、年間総報酬ベースに移行させ、併せて月例保険料率を引き下げる方向で検討すること。

6、ビジョンの明確化について

年金制度改正に関連して、政府は 21 世紀高齢社会への福祉ビジョンならびに、高年齢者雇用ビジョンについてできるだけ速やかに明示するよう、審議会として提起すること。